

特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準

平成 27 年 4 月 1 日
令和 3 年 6 月 1 日改訂

1. 目 的

消防法施行規則の一部改正省令（平成 19 年 6 月 13 日公布）に伴い、延べ面積 275 m²以上 1,000 m²未満の小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また、小規模社会福祉施設のスプリンクラー設備を水道法第 3 条第 9 項に規定する「給水装置」として認められることを受け、ここに取扱を定めるものとする。

※ 水道法第 3 条 9 項

この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2. 調 査

申請者は、設計前に本取扱基準に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径及び水圧等の状況を調査する。

当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導のもとに行うものとし、成田市消防本部予防課との十分な打合せを行うこととする。

- ・ 申請者又は委任を受けた指定工事店は、不明な点があれば速やかに担当職員と協議すること。
- ・ 給水装置工事の申込みにあつては、事前に現地調査を含めて申請地の状況を十分調査しておくこと。

また、必要に応じて、設置を行う給水管の水圧を 24 時間以上測定しておくこと。

3. 事 前 協 議

水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造しようとするときは、事前に成田市水道部及び成田市消防本部予防課との事前協議を行うものとする。

協議にあたっては、水道の専門的な知識が必要となるため、申請にかかる業務を成田市指定給水装置工事事業者に委任することができる。

協議に必要な書類

開発行為及び開発行為に準ずる事業における水道利用計画承認書

4. 給 水 申 請

事前協議で水道直結式スプリンクラー設備の設置が可能との回答があつたものは、別添の「特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書」を添えて、給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認申請書を提出する。

5. 条 件

(1) 設置対象物

延べ面積が 275 m²以上 1,000 m²未満の小規模社会福祉施設とする。

(2) 設置条件

- ① 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- ② 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、分岐した給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算をおこなうこと。
- ③ スプリンクラー設備を設置しようとする者は、給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認申請書に別紙の「特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書」を添付して提出すること。
- ④ 指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況を調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。

(3) 設計水量

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は 15 ℓ/分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあっては 30 ℓ/分）以上の放水量が必要であること。

また、スプリンクラーヘッドが最大 4 個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は 60 ℓ（120 ℓ）/分以上を確保すること。

※ (2) 設置条件①及び(3) 設計水量の条件が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽の設置、建築物の内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので成田市消防本部予防課に相談すること。

(4) 構造及び材質基準

スプリンクラーヘッド及びスプリンクラー設備に用いる配管及び継手の構造及び材質基準については、消防法令適合品かつ水道法令に定める構造及び材質基準に適合するものであること。

使用される製品等については、成田市水道部及び成田市消防本部予防課と協議し、その指導に従うものとする。

6. 配 管 ・ 施 工

- (1) スプリンクラーヘッドは精密器具なので取扱いには十分注意すること。
- (2) スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用スプリンクラー継手を使用すること。
- (3) スプリンクラー設備（湿式）の配管は、水及び空気が停滞しないよう、常時使用され、かつ水質における安全性の観点より、トイレ等に接続することとする。
- (4) スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。

- (5) スプリンクラー設備建物外部配管については凍結防止措置を行うこと。
- (6) 水道水の逆流事故を防止するため、スプリンクラー設備配管の分岐部に逆止弁を設置すること。

7. その他

(1) 設置者の責務

- ① 一時的な断水や水圧低下等でスプリンクラー設備の維持管理上不都合が生じた場合については、設置者の責任のもと処理する。
- ② スプリンクラー設備は設置者の責任を持って管理し、定期的に作動状況の確認を行うこと。
- ③ スプリンクラーの設備の設置については、成田市消防本部予防課と事前協議を行い、その指導に従うこと。
- ④ 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。

(2) 完成検査

成田市水道部及び成田市消防本部予防課の合同において行うものとする。

8. 関係法令の遵守等

この取扱に定めない事項については、水道法及び成田市水道事業給水条例その他関係法令及び関係通知の定めるところに従わなければならない。

年 月 日

(あて先) 成田市長

申込者 (給水装置所有者)

住 所

氏 名

※申請者が法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人 (代表者) が自署しない場合は、
記名押印してください。

特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書

消防法令に定められる特定施設に水道法の適用を受ける水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記条件を承諾します。

記

1. 一時的な断水や水圧低下 (災害、水道管破損事故、水道メーター閉栓や停止及び取替え・水道施設工事等) により、水道直結式スプリンクラーの性能が十分発揮されない状況が生じても成田市水道部は一切責任を負わないこと。
2. 水道直結式スプリンクラー設備が誤作動 (火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等) した場合、成田市水道部は一切責任を負わないこと。
3. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋を賃貸する場合は、上記条件付であることを賃借人に十分説明し了解を得ること。
4. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋の所有者を変更する場合は、上記事項について相手方に十分説明し了解を得ること。
5. 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知する。